

○厚生労働省告示第八十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

令和七年三月三十一日

厚生労働大臣 福岡 資麿

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示
(社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ワ及び第五条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第四号第一項第七号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業の一部改正)
第一条 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ワ及び第五条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ワ及び第五条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第四号第一項第七号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業(昭和六十二年厚生省告示第二百三三号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後			改 正 前		
1 (略)			1 (略)		
一〇十五 (略)			一〇十五 (略)		
十六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)に規定する障害者支援施設、福祉ホーム及び地域活動支援センター並びに障害福祉サービス事業のうち療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を行う事業並びに一般相談支援事業又は特定相談支援事業			十六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)に規定する障害者支援施設、福祉ホーム及び地域活動支援センター並びに障害福祉サービス事業のうち療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を行う事業並びに一般相談支援事業又は特定相談支援事業		
十七〇十八 (略)			十七〇十八 (略)		
2 (略)			2 (略)		

(精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第三条第一項第十号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第八項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業の一部改正)
第二条 精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第三条第一項第十号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第八項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業(平成十年厚生省告示第十号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後			改 正 前		
一〇十二 (略)			一〇十二 (略)		
十三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)に規定する障害福祉サービス事業(生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助を行うものに限る。)、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は基幹相談支援センター(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)			十三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)に規定する障害福祉サービス事業(生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助を行うものに限る。)、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は基幹相談支援センター(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)		
十四〇十六 (略)			十四〇十六 (略)		

(厚生労働大臣が定める平均障害支援区分の算定方法の一部改正)
第三条 厚生労働大臣が定める平均障害支援区分の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第五百四十二号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後			改 正 前		
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)第七十八号第一項第二号イ及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十四号)第三十九号第一項第三号イ並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基			障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)第七十八号第一項第二号イ及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十四号)第三十九号第一項第三号イ並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基		

づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号）第四条第一項第一号イ(2)（一）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十七号）第十一条第一項第二号イ(2)（一）の平均障害支援区分は、前年度の利用者（自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を受ける者並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第百八十四条において準用する同令第百七十条の二に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成十八年厚生労働省告示第五百五十三号）第三号及び第四号に掲げる者を除く。以下同じ。）の数の平均値（以下「利用者の数」という。）及び障害支援区分に基づき、次の算式により算定する。

算式

〔(2×障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令（平成26年厚生労働省令第5号）第1条第3号に掲げる区分2に該当する利用者の数）+（3×同条第4号に掲げる区分3に該当する利用者の数）+（4×同条第5号に掲げる区分4に該当する利用者の数）+（5×同条第6号に掲げる区分5に該当する利用者の数）+（6×同条第7号に掲げる区分6に該当する利用者の数）〕÷利用者の数

（経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針の一部改正）

第四条 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第三百十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第三 一、四（略） 五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業のうち短期入所、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援若しくは同法第七十七条第一項第九号の事業に相当する事業を行う施設又は同法に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター若しくは福祉ホーム 六（略）	別表第三 一、四（略） 五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業のうち短期入所、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援若しくは同法第七十七条第一項第九号の事業に相当する事業を行う施設又は同法に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター若しくは福祉ホーム 六（略）

（経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針の一部改正）

第五条 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第五百九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第三 一、四（略） 五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業のうち短期入所、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援若しくは同法第七十七条第一項第九号の事業に相当する事業を行う施設又は同法に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター若しくは福祉ホーム 六（略）	別表第三 一、四（略） 五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業のうち短期入所、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援若しくは同法第七十七条第一項第九号の事業に相当する事業を行う施設又は同法に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター若しくは福祉ホーム 六（略）

(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第八十七条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める市町村の一部改正)
第六条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第八十七条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める市町村(平成二十三年厚生労働省告示第二百号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前
東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「震災特別法」という。第八十七条第一項に基づき厚生労働大臣が定める市町村は、次のとおりとする。 一 (略) 二 その他東日本大震災(震災特別法第二条第一項に規定する東日本大震災をいう。)による被害を受けた支給決定障害者等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第二十四項に規定する支給決定障害者等をいう。))について、同法第十九条第一項に規定する介護給付費等を支給する市町村(特定被災地方公共団体を除く。))	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「震災特別法」という。第八十七条第一項に基づき厚生労働大臣が定める市町村は、次のとおりとする。 一 (略) 二 その他東日本大震災(震災特別法第二条第一項に規定する東日本大震災をいう。)による被害を受けた支給決定障害者等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第二十三項に規定する支給決定障害者等をいう。))について、同法第十九条第一項に規定する介護給付費等を支給する市町村(特定被災地方公共団体を除く。))

(独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第五号に規定する厚生労働大臣が定めるサービスの一部改正)
第七条 独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第五号に規定する厚生労働大臣が定めるサービス(平成二十四年厚生労働省告示第三百二十八号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前
独立行政法人福祉医療機構法施行令(平成十五年政令第三百九十三号)第二条第五号に規定する厚生労働大臣が定めるサービスは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第二項の居宅介護、同条第三項の重度訪問介護、同条第七項の生活介護、同条第八項の短期入所、同条第九項の重度障害者等包括支援、同条第十二項の自立訓練、同条第十三項の就労選択支援、同条第十四項の就労移行支援、同条第十五項の就労継続支援、同条第十六項の就労定着支援、同条第十七項の自立生活援助又は同条第十八項の共同生活援助とする。	独立行政法人福祉医療機構法施行令(平成十五年政令第三百九十三号)第二条第五号に規定する厚生労働大臣が定めるサービスは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第二項の居宅介護、同条第三項の重度訪問介護、同条第七項の生活介護、同条第八項の短期入所、同条第九項の重度障害者等包括支援、同条第十二項の自立訓練、同条第十四項の就労移行支援、同条第十五項の就労継続支援、同条第十六項の就労定着支援、同条第十七項の自立生活援助又は同条第十八項の共同生活援助とする。

(看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針の一部改正)
第八条 看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文に基づく看護及び介護分野におけるベトナム人看護師等の受入れの実施に関する指針(平成二十四年厚生労働省告示第五百七号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第三 一、四 (略) 五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業のうち短期入所、生活介護、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援若しくは就労継続支援若しくは同法第七十七条第一項第九号の事業に相当する事業を行う施設又は同法に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター若しくは福祉ホーム 六 (略)	別表第三 一、四 (略) 五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業のうち短期入所、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援若しくは同法第七十七条第一項第九号の事業に相当する事業を行う施設又は同法に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター若しくは福祉ホーム 六 (略)

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示の一部改正)
第九條 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示（令和六年厚生労働省告示第八十七号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後			(傍線部分は改正部分)		
附 則			改 正 前		
この告示は、令和六年四月一日から適用する。ただし、第四条から第六条まで、第九条、第十条及び第十二条の規定は、令和七年十月一日から適用する。			この告示は、令和六年四月一日から適用する。ただし、第四条から第六条まで、第九条、第十条及び第十二条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号の政令で定める日から適用する。		

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一項第一号の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額等の一部を改正する告示の一部改正)
第十條 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一項第一号の規定に基づき食費等の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額等の一部を改正する告示（令和六年厚生労働省告示第八十八号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後			(傍線部分は改正部分)		
附 則			改 正 前		
第一条 (適用期日) この告示は、令和六年四月一日から適用する。ただし、第七条、第九条及び第十一条の規定は、令和七年十月一日から適用する。			第一条 (適用期日) この告示は、令和六年四月一日から適用する。ただし、第七条、第九条及び第十一条の規定は、 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律</u> （令和四年法律第百四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から適用する。		

附 則
この告示は、令和七年十月一日から適用する。ただし、第九条及び第十条の規定は、告示の日から適用する。